

提 言 書

1. 地域医療の確保について
2. 農業者が意欲と希望を持って営農に従事できる
施策の充実・強化について

平成24年7月31日

北海道東北地方知事会長
北海道知事 高橋 はるみ

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

目 次

1. 地域医療の確保について 1
2. 農業者が意欲と希望を持って営農に従事できる施策の充実・強化
について 4

地域医療の確保について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、平成24年度の診療報酬改定は、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど、地域医療の確保に重要な役割を果たしている公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充等を図るとともに、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援や総合的な医療政策の推進のため、次のとおり提言します。

1. 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

公立病院等の運営に配慮し、更なる地方財政措置の拡充を行うとともに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営について更なる評価の充実を図ること。

2. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とすること。

また、国の「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」では、既設医学部の入学定員の増と医学部の新設の議論がなされており、これを踏まえた規制緩和など、医師不足道県に配慮した具体的な対策を講じること。

さらに、こうした医師養成数の増に伴う施設整備や指導教員の

増に対する財政支援の拡充を図ること。

3. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

4. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講じること。

5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

6. 総合医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること。

7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

8. 医師不足道県に配慮した臨床研修制度の運用

臨床研修制度については、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中が是正され、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を行うなど、現行制度の課題等を検証の上、抜本的な見直しを行うこと。

9. 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業支援制度に対する財政支援の拡充

医療クラークの導入など、勤務医の就業環境の改善を図るとと

もに、女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から、院内保育の夜間延長に要する経費等に対して更なる支援の拡充を行うこと。

10. 医師不足地域における外国人医師の活用

臨床修練制度について、地方の医師不足対策に活用できるよう、最大2年間とされている期間の更新を可能とするなどの弾力化を図るとともに、臨床修練外国医師が一定の日本語能力を有する場合は、臨床修練指導医の認定に必要な外国語要件を撤廃するなどの規制緩和を実施すること。

11. 国における看護教員養成講習会の開催

平成21年度をもって廃止された旧厚生労働省研修研究センターにおける「看護教育育成講習会」（看護師・保健師・助産師養成所教員専攻及び幹部看護教員養成課程）を国の責任において実施すること。

12. 地域医療基本法（仮称）の制定による政策の推進

国民的合意に基づいた医療に係る基本理念・方針のもと、地方の意見も反映した総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定し、国・地方の役割分担や民間との連携による地域医療の確保に取り組むとともに、地域医療の確保に要する予算の確保を図ること。

農林水産省

生産局、経営局

農業者が意欲と希望を持って営農に従事できる施策の充実・強化について

北海道・東北地方は、米の需給調整の必要性を理解し、生産数量目標の達成に努めるとともに、麦・大豆等の生産振興などにより食料自給率の向上を図り、今後とも、国民への食料の安定供給に最大限貢献していく考えであります。

平成 23 年度から本格実施されている農業者戸別所得補償制度は、経営安定に対し一定のセーフティーネット機能を有しているものの、米の需給調整については、依然として過剰作付の解消には至っておりません。

一方、平成 23 年産米の品薄感から、ミニマムアクセスにより輸入された外国産米や、政府備蓄米が主食用として注目され、市場での流通量の増加により、米の需給調整の実効性に影響を及ぼす懸念があります。

また、地域農業の担い手として、農業経営基盤強化促進法に基づく支援対象とされてきた認定農業者は、今後も地域農業を牽引していくことが期待されており、更なる規模拡大や経営の多角化に早急に取り組む必要が生じています。

つきましては、当地方の農業者が、将来にわたり意欲と希望を持って営農に従事できるよう、次のとおり提言します。

1. 農業者戸別所得補償制度の充実・強化と米の需給調整の的確な実施について

- (1) 農業者戸別所得補償制度については、地域の実情に即した戦略作物の生産性向上への取組や、畑地で生産される作物を含めた地域振興作物の生産を支援する産地資金を充実するなど、より地域の裁量が発揮できる制度に改善した上で、安定した財源を確保するとともに、法制化を含めて恒久的な制度とすること。
- (2) 平成 25 年産米の生産数量目標の配分等に当たっては、需要実績を基本に、これまでの配分実績について配慮するとともに、

- 東日本大震災の被災県が不利とならない算定方法とすること。
- (3) ミニマムアクセス米及び政府備蓄米については、主食用米の国内需給に影響を与えない対策を講ずること。

2. 認定農業者等に対する支援施策の充実・強化について

- (1) 新たな施策として、策定と実践を推進している「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」・「経営再開マスタープラン」で地域の中心となる経営体に位置づけられた認定農業者は、更なる規模拡大や経営の多角化に早急に取り組む必要があることから、当該認定農業者を対象とした機械・施設等の整備への支援策を講ずること。
- (2) 新規就農者を対象とする青年就農給付金及び就農支援資金の財源確保など新規就農の定着に向けた支援策を充実・強化すること。